

総合支援資金特例貸付の郵送申請について

- 1 10月1日以降の申請については、自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することが貸付要件になっています。
- 2 貸付の基本的な要件等については、本会ホームページ上のパンフレット「一時的な資金の緊急貸付に関するご案内」でご確認下さい。
- 3 既に緊急小口資金特例貸付を借入されている方は、総合支援資金特例貸付を郵送で申請することが可能です。
- 4 申請に必要な書類は、山口県社会福祉協議会から送付しますので、下記の電話番号に連絡をして下さい。
- 5 緊急小口資金特例貸付を中国労働金庫、日本郵便で申請された方
山口県社会福祉協議会宛ての返信用封筒を同封いたしますので、必要事項を記入の上、返送して下さい。
- 6 緊急小口資金特例貸付をあなたが住んでおられる市町社会福祉協議会で申請された方
申請をされた市町社会福祉協議会宛ての返信用封筒を同封いたしますので、必要事項を記入の上、郵送して下さい。
- 7 申請に必要な書類（全て山口県社会福祉協議会から送付します。）
 - (1) 総合支援資金特例貸付借入申請書
 - (2) 総合支援資金特例貸付借用書
 - (3) 総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書
 - (4) 収入の減少状況に関する申立書
 - (5) 総合支援資金特例貸付にかかる申出書※住民票等の本人確認書類及び振込口座を確認できる預金通帳等のコピーは必要ありません。

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
生活支援部 資金班
〒753-0072
山口県山口市大手町9番6号
☎083-924-2813